所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

所得税法及び消費税法 の 一 部を改正する法律 (平成六年法律第百九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三条のうち消費税法第九条の改正規定中 「第九条第二項第一号ロ中 「消費税額」の下に「に百分の百二

同条第四項」を「第九条第四項」に改める。

十五を乗じて算出した金額」を加え、

第三条中消費税法第二十八条第一項及び第二十九条の改正規定を削る。

第三条中消費税法第三十条第一項、 第六項、 第七項及び第八項第二号の改正規定を次のように改める。

の合計額が少額である場合その他 の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額につい ては、 帳

第三十条第七項中

「又は請求書等」を

「及び請求書等

(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

簿) に改め、 同条第八項第二号中イを削り、 ロをイとし、 ハを口とし、 ニを削り、 同号に次のように加

える。

課税貨物の引取りに係る消費税額

ハ

第三条のうち消費税法第三十条第九項の改正規定中「、 「消費税額」の下に「及び地方消費税額」 を加

え、 同項第二号ニ中「及び引取りに係る消費税額」 を「並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額」 に

改め、同号」を「加え、同項第二号」に改める。

第三条中消費税法第三十二条第一 項第一号、第三十六条第一項、 第三十八条第一項、 第三十九条第 項 並

びに第四十二条第一項、 第四項、 第六項及び第八項の改正規定を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 消費税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号口中 「消費税額」の下に 「に百分の百二十五を乗じて算出した金額」を加える。

第二十八条第一項中 「課されるべき消費税」 を「課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準と

して課されるべき地方消費税額」に改める。

第二十九条中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十条第一項中「百三分の三」を「百五分の四」に改め、 同条第六項中 「消費税額 <u>(</u>) を 「消費税額

及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る」に改め、 同条第八

項第二号ハ中「消費税額」の下に「及び地方消費税額又はその合計額」 を加え、 同条第九項第一 号ニ中

「消費税額」の下に「及び地方消費税額」を加え、 同項第三号ニ中「及び引取りに係る消費税額」 を 「並

びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中 「百三分の三」 を「百五分の四」 に改める。

第三十八条第一項中 「百分の三」を「百分の五」に、「百三分の三」を「百五分の四」に改める。

第三十九条第一項中「百三分の三」を「百五分の四」に改める。

第四十二条第一項、第四項及び第六項中「百二十五万円」を「百万円」に改め、 同条第八項中「三十万

円」を「二十四万円」に改める。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、第三条の規定並びに附則第七条第一項、 第九条、 第十七条、 第二十条、第二十一条第二項及び

第四項、第二十三条並びに第二十四条の規定は平成九年四月一日から、 第四条の規定並びに附則第七条第

二項、 第八条、 第十条から第十六条まで、第十八条、 第十九条、 第二十一条第一項及び第三項、第二十二

条並びに第二十八条の規定は平成十三年四月一日から施行する。

附則第七条中「適用日」を「新消費税法適用日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、 第四条の規定による改正後の消費税法 (以 下 「新々消費税

法」という。) の規定は、 平成十三年四月一日 (以下「新々消費税法適用日」という。) 以後に国 一内にお

いて事業者が行う資産 の譲渡等及び新 々消費税法適用 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ 並

に新 々消費税法適用日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、 新 Þ 消 費

税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新々消費税法適用日前に国内において事業

者が行った課税仕入れ並びに新々消費税法適用日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税につ

いては、なお従前の例による。

附則第八条中 「適用日」 を「新 々消費税法適用日」に、 「新消費税法」 を 「新々消費税法」 に改める。

附則第九条中「適用日」を「新消費税法適用日」に改める。

附則第十条第 項 中 適 用 日 を 「新々消費税法適用日」に、 「第三条の規定による改正前 の消費税 法

(以 下 旧 消費税法」という。)第二十九条(税率) に規定する税率」を 「第四条の規定による改正前 \mathcal{O} 消

費税法第二十九条 (税率)に規定する税率(以下「旧税率」という。)」に改め、 同条第二項中 「適用日」

を 「新々消費税法適用日」に、「平成九年四月三十日」を「平成十三年四月三十日」に、 「旧消 費税法第二

十九条に規定する税率」 を「旧税率」に改め、 同条第三項中「平成八年十月一日」 を「平成十二年十月一

旦に、 「適用日」 を 新 々消費税法適用日」に、 「旧消費税法第二十九条に規定する税率」を 旧 税率」

に改 かめ、 同 条第四 項及び第五項中 「適用日」 を 新 々消費税法適用 日 に、 旧 消費税法 1第二十 九条に規定

する税率」 を 旧 . 脱率」 に改め、 同条第六項及び第七項中 「新消費税法」 を 新 々消費税法」 に改 らめる。

第十二条第一項及び第十三条第一項中

「適用日」を

新

々消費税法適用日」に、

旧消費税法第二十九条 (税率) に規定する税率」を「旧税率」に改める。

附則第十一条第一項、

附則第十四条第一 項中 「適用」 一 日 を 新 々消費税法適用日」 に、 「旧消費税法第二十九条 (税率) に規定

する税率」 を 旧 . 税率」 に改め、 同 条第三項中 「適用日」 を 新 々消費税法適用日」 に、 「新消費税法」 を

「新々消費税法」に改める。

附 則第十五 条中 適 用 日 を 新 々消費税法適用日」 に、 「新消費税法」 を 新 々消費税法」 に改 め

附則第十六条第 項 中 「新消費税法」 を 新 々消費税法」に、 「適用日」 を 新 々消費税法適用日」 に改

め、 同条第二項及び第三項中 「新消費税法」を 新 々消費税法」 に改める。

附 則第十七条第一項中 「適用」 日 を 「新消費税法適用日」 に改め、 同条第二項中 「適用日」を 「新消費税

法適 用 日 に、 旧 消費税法」 を 「第三条の規定による改正前 の消費税法 (以 下 旧 消 費税法」 とい

う。)」に改める。

附 則第十八条及び第十九条中 「新消費税法」 を 「新々消費税法」 に、 「適用日」 を 新 々消費税法適用

日」に改める。

附則第二十条中 「適用日」を「新消費税法適用日」に、「を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平

成九年三月三十一日までの期間の月数(以下この項において「適用日前の月数」という。) を乗じて計算し

た金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算し

た金額との合計額を超えるときは、 十二で除し、 これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額。 当該合計額」を「(当該課税期間が 以下この項において同じ。) 一年未満である場合には、 を超えるとき 十万円を

は、十万円」に改める。

附則第二十一条第一項中 「新消費税法」を 「新々消費税法」に、 「適用日」を 「新々消費税法適用日」に

改め、 同条第二項中 「適用日」を 「新消費税法適用日」に改め、 同条第三項中 「適用日」を 「新々消費税法

適用日」に、 「新消費税法」を「新々消費税法」に、 「旧消費税法第二十九条 (税率) に規定する税率」を

「旧税率」に改め、 同条第四項中「適用日」を「新消費税法適用日」に改める。

附則第二十二条第一項中 「適用日」を「新々消費税法適用日」に、 「旧消費税法第二十九条 (税率) に規

定する税率」を「旧税率」 に改め、 同条第三項中 「適用日」 を 「新々消費税法適用日」に、 「新消費税

を 「新々消費税法」に改め、 同条第四項中 「適用日」を「新々消費税法適用日」に改める。

附則第二十三条中「第三条」の下に「又は第四条」 を加え、 「同条」を「第三条又は第四条」 に改める。

附則第二十四条中「第三条」の下に「及び第四条」を加える。

附則第二十五条中

附則第二十八条のうち郵便法第九十三条第一項の改正規定中「第三条」を「第四条」 に改め、 同条第三項

「平成八年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に改める。

の改正規定中「平成十年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

立って、 ては、社会保障等の費用の財源の確保の観点等を踏まえ、 活性化と経済構造の改革を推進し、 人税その他の税制の改革等を実行するとともに、福祉ビジョンを提示する必要があるとの基本的な考え方に 行財政改革等の状况及び経済の現状にかんがみ、 平成十三年三月三十一日まで消費税の税率を据え置くこととし、 あわせて国及び地方公共団体の行政及び財政の改革並びに所得税及び法 平成九年の消費税の税率の引上げは実施せずに、 かつ軽減税率の採用を含めて検討することとする 将来における消費税の税率につい 経済の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約二兆三千八百四十億円の見込みである。